

城西国際大学大学院学則

令和5年2月22日制定
(令和4年度(国)学則第2号)

目次

- 第1章 総則(第1条―第5条)
- 第2章 教育研究上の基本組織等(第6条―第9条)
- 第3章 教育研究実施組織等(第10条―第15条)
- 第4章 修学の期間
 - 第1節 修業年限及び在学年限(第16条―第18条)
 - 第2節 学年・学期及び休業日(第19条―第21条)
- 第5章 教育課程(第22条―第35条)
- 第6章 課程修了及び学位(第36条―第39条)
- 第7章 入学、外国人留学生及び社会人の入学、再入学(第40条―第48条)
- 第8章 休学、復学、留学、退学及び除籍(第49条―第53条)
- 第9章 学費等(第54条―第63条)
- 第10章 科目等履修生及び特別聴講生(第64条―第71条)
- 第11章 研究生及び委託研究生(第72条―第79条)
- 第12章 賞罰及び奨学制度(第80条―第84条)
- 第13章 雑則(第85条)
- 第14章 改正(第86条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 城西国際大学(以下「本学」という。)は、城西国際大学学則(以下「本学学則」という。)第8条第2項に基づき、大学院学則を定める。

(目的)

第2条 城西国際大学大学院(以下「本大学院」という。)は、本学の建学の精神「学問による人間形成」及び教育理念「国際社会で生きる人間としての人格形成」に基づき、学部の教育の基礎の上に、専門の学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検及び評価等)

第3条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、教育研究の改善に努める。

2 前項の点検及び評価等に関し必要な事項は、別に定める。

3 本大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、法令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(情報の公表)

第4条 本大学院は、教育研究活動の状況についての情報を、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公表する。

(大学院の課程)

第5条 本大学院に、修士課程及び博士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 博士課程は、これを標準修業年限3年の後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）及び標準修業年限4年の4年制の課程（以下「博士課程」という。）に区分する。

第2章 教育研究上の基本組織等

(研究科及び専攻)

第6条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

研究科名	専攻名	課程の別
人文科学研究科	国際文化専攻	修士課程
	女性学専攻	
	グローバルコミュニケーション専攻	
	比較文化専攻	博士後期課程
経営情報学研究科	起業マネジメント専攻	修士課程
	起業マネジメント専攻	博士後期課程
福祉総合学研究科	福祉社会専攻	修士課程
ビジネスデザイン研究科	ビジネスデザイン専攻	修士課程
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程
国際アドミニストレーション研究科	国際アドミニストレーション専攻	修士課程
健康科学研究科	健康科学専攻	修士課程

(学生定員)

第7条 前条の研究科及び専攻の学生定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	入学定員	収容定員
人文科学研究科	国際文化専攻	修士課程	15名	30名
	女性学専攻	修士課程	7名	14名
	グローバルコミュニケーション専攻	修士課程	25名	50名
	比較文化専攻	博士後期課程	6名	18名

経営情報学研究科	起業マネジメント専攻	修士課程	36名	72名
	起業マネジメント専攻	博士後期課程	6名	18名
福祉総合学研究科	福祉社会専攻	修士課程	25名	50名
ビジネスデザイン研究科	ビジネスデザイン専攻	修士課程	30名	60名
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	3名	12名
国際アドミニストレーション研究科	国際アドミニストレーション専攻	修士課程	35名	70名
健康科学研究科	健康科学専攻	修士課程	8名	16名

(教育研究上の目的)

第8条 第6条に定める研究科及び専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 人文科学研究科は、歴史的にも地域的にも多様性に富んだ人間の文化に係る諸活動を、その相対性と普遍性を視野に入れて探究することができる教育研究を行い、国際的かつ学際的視野と異文化理解力、コミュニケーション能力を有し、国際社会で活躍できる高度な専門的職業人や、研究者及び教育者を養成する。

イ 国際文化専攻は、日本とそれを取り巻く世界の文化と社会を多角的な視点から探究する教育研究を行い、国際社会に通用する柔軟で幅広い、高度の体系的知識と実践的能力とを身に付けた研究者及び専門的職業人を養成する。

ロ 女性学専攻は、女性学及びジェンダー研究に係る専門知識と研究能力を身に付け、文化と社会の諸課題を探究する教育研究を行い、地球的で学際的な広い視野に立ち、国際社会に生きる高度の専門的職業人と、地球的協働及び男女協業に参画する人材を養成する。

ハ グローバルコミュニケーション専攻は、言語教育と翻訳・通訳、その関連分野について実践的な視点も取り入れた教育研究を行い、国際人としての態度と豊かな教養及び異文化理解力を基盤とし、言語の習得や運用に係る専門知識と実践能力を備えた人材を養成する。

ニ 比較文化専攻は、地域的・民族的文化に係る体系的で緻密な知識と冷静で的確な判断力及び比較文化的考察力を有することができる精深な教育研究を行い、国際的・地球的な視野に立ち、国際社会の中での日本の学術の発展並びに国際的協働に貢献できる人材を養成する。

(2) 経営情報学研究科は、経営学と情報学を有機的に一体化させる教育研究を行い、起業家精神（アントレプレナーシップ）、事業展開力及びマネジメント力を備えた人材を養成する。

イ 起業マネジメント専攻（修士課程）は、グローバルとローカルの複眼的視点に立った教育研究を行い、戦略と情報を高度に体系化した経営展開力を有した人材を養成する。中小企業診断士登録養成課程は、中小企業診断士第1次試験合格者を対象とし、中小企業経営に関する理論的・実践的・総合的な教育研究を行い、中小企業診断士としての診断スキルと経営指導力を涵養するとともに、ITとロジスティクスに強い診断士を養成する。

ロ 起業マネジメント専攻（博士後期課程）は、グローバルとローカルの複眼的視点に立ったより専門的で深い教育研究を行い、高度な専門職業人と、国内外の研究機関で教育・研究活動が展開できる人材を養成する。

- (3) 福祉総合学研究科は、福祉社会の構築に係わる理論と実践について、学際的視点に立った教育研究を行い、福祉社会の実現と文化の進展に寄与し、その創造に資する知識・技術と実践力をもつ専門職業人、福祉専門職及び教育・研究人材を養成する。
- (4) ビジネスデザイン研究科は、時代と社会の変化に対応し、ビジネスに関する仮説の探索、論理的な分析と推論及びビジネスモデル構築の能力をもち、価値創造を実行できる高度な専門職業人を養成する。また、ICTとデジタルメディアの進化に即して、メディアに関する技術・表現・制作及び視覚文化・映像文化・表象文化の教育研究を行い、クリエイティブな職域で活躍できる能力を養成する。
- (5) 薬学研究科は、高齢化と国際化が進む日本社会における保健・医療・福祉のニーズに応えて、薬物治療に関わる臨床実務の場で活躍できる科学的洞察力や医療薬学領域の教育研究を行い、問題解決に資する自立した研究力・指導力を有する、次代を担う研究者及び指導者を養成する。
- (6) 国際アドミニストレーション研究科は、国際的視点も踏まえた企業・経営や行政・政策に関する系統的で、かつ、総合的な知識や理論体系に関する教育研究を行い、更に高度な専門的知識と実務能力を併せ持つ国際的人材を養成する。
- (7) 健康科学研究科は、人の健康を創生するため、保健・医療・福祉分野を横断し、薬科学・看護科学・リハビリテーション科学を中心とした学際領域において教育研究を行い、真に健康を科学的に探究できる先端健康科学の高度専門職業人及び教育・研究者となる人材を養成する。

(三つの方針)

第9条 本大学院は、第2条の目的を踏まえて、本大学院、研究科又は専攻ごとに、次の各号に掲げる三つの方針を定め、これについての情報を公表するものとする。

- (1) 修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- (2) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- (3) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

2 前項第2号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第1号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。

第3章 教育研究実施組織等

(教育研究実施組織等)

第10条 本大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編成する。

2 本大学院は、教育研究実施組織を編成するに当たっては、教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在を明確にする。

3 本大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部等の教員等がこれを兼ねることができる。

4 教育研究実施組織等に関し必要な事項は、別に定める。

(教員及び事務職員等)

第 11 条 本大学院に、学長、副学長、研究科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他の職員（以下「教員及び事務職員等」という。）を置く。

2 教員及び事務職員等に関し必要な事項は、別に定める。

（役職）

第 12 条 学長は、本大学院の校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 研究科長は、その研究科に関する校務をつかさどる。

4 本大学院に、前 3 項に規定する役職のほか、必要に応じその他の役職を置くことがある。

5 役職に関し必要な事項は、別に定める。

（組織的な研修等）

第 13 条 本大学院は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行う。

2 本大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行う。

（研究科委員会）

第 14 条 本大学院の研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 学長は、必要と認めたとき、研究科委員会の招集を要請し、又は研究科委員会に出席して発言することができる。

5 学長、研究科長又は研究科委員会が、各研究科に共通する重要事項について連絡協議する必要があると認めるときは、連合研究科委員会を開くことができる。

6 研究科委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、各研究科の研究科委員会において定める。

第 15 条 削除

2 削除

第 4 章 修学の期間

第 1 節 修業年限及び在学年限

（修業年限）

第 16 条 修士課程の標準修業年限は、2 年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を 2 年以上の期間とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

4 薬学研究科医療薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第17条 本大学院における在学年限は、修士課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年、薬学研究科医療薬学専攻の博士課程にあつては8年とする。ただし、第48条の規定による再入学の場合は、この限りではない。

2 本大学院の学生が、職業を有している等の事情により、前条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科において、別に定めるところにより、その計画的な履修（以下「長期履修制度」という。）を認めることがある。

3 前項の規定により計画的な履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の修業年限は、第1項に定める在学年限を超えることができない。

4 長期履修学生が、当該期間を短縮することを願い出たときは、当該研究科において、その当該期間の短縮を認めることがある。

(学生の身分を有する期間)

第18条 学生の身分を有する期間は、学長が入学を許可した日から修了を認定した日の属する月の末日までとする。ただし、学生の身分を有する期間の終期について、特別の事情がある場合には、別段の取扱いをすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、退学の許可を受けた者及び除籍となった者は、この限りではない。

第2節 学年・学期及び休業日

(学年)

第19条 学年は、春期生は4月1日から翌年3月31日までとし、秋期生は9月1日から翌年8月31日までとする。

(学期)

第20条 学年は、これを春学期と秋学期に分け、次の各号のとおりとする。ただし、学長は、教育上必要な場合には、春学期の終了日及び秋学期の開始日を変更することができる。

(1) 春学期 4月1日から8月31日まで

(2) 秋学期 9月1日から3月31日まで

2 前項に定める各学期を二分し、学期とすることができる。

(休業日)

第21条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のうち学長が定める日

- (3) 創立記念日 4月28日
 - (4) 夏期休業
 - (5) 冬期休業
 - (6) 春期休業
- 2 各年度の休業日については、学長が学年のはじめまでに定める。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、学長は、必要に応じて第1項の休業日を変更し、臨時に休業し、又は休業日に授業等を課することができる。
 - 4 学長は、夏期休業又は春期休業の期間に特別授業等の期間を設けることがある。

第5章 教育課程

(教育課程の編成)

第22条 本大学院は、第9条第2号及び第9条第2項の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(授業科目及び単位数)

第23条 第6条に定める研究科及び専攻ごとの開設する授業科目及び単位数は、別表(2)のとおりとする。

(単位計算方法)

第24条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第26条第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、おおむね15時間の授業をもって1単位とする。ただし、演習について、授業の内容によっては、おおむね30時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (2) 実験、実習及び実技については、おおむね30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業の内容によっては、おおむね45時間の授業をもって1単位とすることができる。

(授業及び研究指導)

第25条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 本大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者（以下この項において「指導補助者」という。）に補助させることがあり、十分な教育効果を上げることができると認められる場合には、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることがある。

(授業の方法等)

第26条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 本大学院は、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させるこ

とができる。

3 本大学院は、教育上有益と認めるときは、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 本大学院は、第1項の授業を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(教育方法の特例)

第27条 本大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業の計画等の明示等)

第28条 本大学院は、学生に対して、授業、研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

3 全学の授業科目の中からあらかじめ指定された授業科目群は、それを副専攻として、別に定めるところにより履修することができる。

(授業科目の登録方法)

第29条 学生は、指導教員の指示により、履修しようとする授業科目を毎学期所定の期間に登録しなければならない。

(他の大学院等における授業科目の履修等)

第30条 教育上有益と認められる場合には、本学が協定又は認定した他の大学院（外国の大学院又はそれに準ずる高等教育研究機関を含む。）の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は15単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、本大学院における修了に必要な単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第31条 教育上有益と認められる場合には、学生が本大学院に入学する前に、他の大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、15単位を超えない範囲で本大学院に入学した後における授業科目の履修により修得したものとみなし、本大学院における修了に必要な単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定上限)

第32条 第30条第2項及び第31条で修得したものとみなす単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(中小企業診断士)

第33条 本大学院経営情報学研究科に、中小企業診断士の資格取得に係る課程（以下「中小企業診断士登録養成課程」という。）を置く。

2 中小企業診断士登録養成課程に関し必要な事項は、別に定める。

(単位授与)

第34条 各研究科・専攻所定の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の本大学院が

定める適切な方法（以下「試験」という。）により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

2 前項の試験の結果による成績の評価は、S・A・B・C・Fで示し、S・A・B・Cを合格、Fを不合格とする。合格した授業科目については、単位を与える。

（GPA 制度）

第 35 条 本大学院は、教育課程を通じた学修達成度を Grade Point Average（以下「GPA」という。）制度により客観的に評価する。

2 GPA 制度に関し必要な事項は、別に定める。

第 6 章 課程修了及び学位

（修士課程の修了要件）

第 36 条 修士課程の修了要件は、同課程に 2 年以上在学し、所定の単位を修得し、第 9 条第 1 号の規定により各研究科・専攻で定める方針を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、城西国際大学学位規程（以下「本学学位規程」という。）に定める修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた認められる者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 入学前に修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院で修得したものとみなした場合において、単位数、その修得に要した期間等を勘案して、1 年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、少なくとも 1 年以上在学するものとする。

（博士後期課程の修了要件）

第 37 条 博士後期課程の修了要件は、同課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得し、第 9 条第 1 号の規定により各研究科・専攻で定める方針を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学学位規程に定める博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

（博士課程の修了要件）

第 38 条 博士課程の修了要件は、同課程に 4 年以上在学し、所定の単位を修得し、第 9 条第 1 号の規定により各研究科・専攻で定める方針を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学学位規程に定める博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

（学位）

第 39 条 修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程又は博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 前項の規定に定めるもののほか、別に定めるところにより、博士論文を提出した者について博士の学位を授与することができる。

4 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 入学、外国人留学生及び社会人の入学、再入学

（入学の時期）

第 40 条 入学の時期は、春学期又は秋学期の始めとする。

(修士課程の入学)

第 41 条 本大学院の修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、本大学院が行う入学者選抜に合格した者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者
- (6) 外国の大学等において、修業年限が 3 年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 指定された専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 旧制学校等を修了した者
- (9) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者
- (10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた 22 歳以上の者

(博士後期課程の入学)

第 42 条 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、本大学院が行う入学者選抜に合格した者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 大学を卒業し、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、各研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 各研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた 24 歳以上の者

(博士課程の入学)

第 43 条 本大学院の博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、本大学院が行う入学者選抜に合格した者とする。

- (1) 大学における修業年限 6 年の薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 18 年の課程（最終課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外

- 国の学校教育における18年の課程（最終課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (5) 大学を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (6) 外国の大学等において、修業年限が5年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学の修業年限6年の薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた24歳以上の者（入学志願）

第44条 入学を志願する者は、本大学院所定の手続によって願出しなければならない。

（入学者選抜）

第45条 入学者の選抜は、第9条第3号の規定により定める方針に基づき、別に定める公正かつ妥当な方法により適切な体制を整えて行い、研究科委員会の議を経て、学長が合格者を決定する。

2 入学を志願する者の選抜に関し必要な事項は、毎年度の本大学院学生募集要項に定める。

（入学手続）

第46条 前条による入学者選抜に合格した者は、所定の期日までに入学手続書類を提出しなければならない。

（外国人留学生及び社会人の入学）

第47条 外国人留学生及び社会人の入学については、第40条から第46条までの規定を準用する。ただし、外国人留学生にあつては、授業を理解し得る程度の日本語の能力を必要とする。

2 前項の規定に基づいて研究科に社会人として入学できる者は、教育機関を卒業後2年以上が経過し、出願時に職務経験を2年以上有する者とする。

3 本学と協定のある外国の大学から派遣され、本大学院の授業科目を履修しようとする者は、研究科委員会の議を経て、学長が入学を許可することがある。

（再入学）

第48条 本大学院に再入学することのできる者は、本大学院を退学又は除籍となった者で、所定の選考及び審議を経て、学長が許可した者とする。ただし、第53条第1号及び第2号の規定により除籍となった者並びに第81条の規定により退学となった者は、再入学することはできない。

2 再入学の場合には、春学期又は秋学期の始めの1か月前までに、再入学願のほか、本大学院を退学又は除籍となった理由が解消されたことを確認できる書類を提出しなければならない。

3 再入学を志願できる回数は、1回とする。

第8章 休学、復学、留学、退学及び除籍

（休学）

第 49 条 病気その他止むを得ない事由により休学しようとする者は、その事由を証明する書類及び保証人連署の休学願を提出の上、学長の許可を得て休学することができる。その休学期間は、1 年以内とする。

2 春学期においては5月15日、秋学期においては10月31日までに休学願を提出するものとする。

3 休学期間を延長しようとする者は、休学期間満了日までに、第1項の手續により、学長の許可を得て、その期間を休学することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、外国人留学生が出身国の兵役に就くためにやむを得ず休学しなければならない場合には、学長の許可を得て、その期間を休学することができる。

5 休学期間の通算年限は、修士課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年、博士課程にあつては4年とする。

6 休学期間は、在学年数に算入しない。

7 休学期間中は、授業の履修及び試験を受験することができない。

8 休学期間中に各種証明書の発行を求められた場合には、証明書を発行することができる。

(復学)

第 50 条 復学しようとする者は、春学期又は秋学期の始めの1か月前までに、復学願を提出し、学長の許可を得て、復学することができる。

2 健康上の理由による休学の場合は、復学願のほか、その理由が解消されたことを確認できる書類を提出するものとする。

(留学)

第 51 条 外国の大学又はこれに相当する高等教育機関への留学を希望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学期間は、原則として1年間を限度とする。

3 外国の大学との交流協定に基づく留学については、その留学期間を在学年数に算入する。

4 留学の許可を得た者が、留学した大学において修得した単位については、第30条の定めるところによる。

5 留学の許可を得た者については、留学期間中の本学における学費を減免することがある。

6 外国の大学との交流協定に基づく留学については、その協定によって留学先大学の納入金が一部免除されることがある。

7 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(任意退学)

第 52 条 任意に退学しようとする者は、その事由を証明する書類及び保証人連署の退学願を提出の上、学長の許可を得なければならない。

2 退学日は、原則として学長がこれを許可した日とする。

(除籍)

第 53 条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

(1) 第17条に定める在学年限を満了した者

(2) 第49条の規定により許可された休学期間を満了しても手續をしない者

(3) 第49条第5項に定める休学通算年限に達した者

(4) 死亡の届出のあった者

2 前項の規定により除籍となった者から各種証明書の発行を求められた場合には、証明書を発行することができる。ただし、第 61 条の規定により除籍された場合、学費未納期間中の在学及び成績（修得単位）は証明しない。

第 9 章 学費等

(入学検定料)

第 54 条 入学を志願する者は、第 44 条に定める手続とともに別表(1)の入学検定料を納入しなければならない。

(入学許可)

第 55 条 第 45 条の規定による入学者選抜に合格した者で、第 46 条に定める手続とともに、別表(1)の学費を納入し、入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。ただし、本学卒業生が入学する場合には入学金を免除する。

(学費の納入)

第 56 条 授業料、施設設備費及び実習費は、春学期は 4 月に、秋学期は 10 月に、別表(1)の年額の 2 分の 1 に相当する額を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学生からの申し出があったときは、学費の年額をもって一括で納入することができる。

3 第 17 条第 2 項の規定による長期履修学生は、第 1 項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、学費を納入するものとする。

(学費の返還)

第 57 条 一度納入した学費等は、原則として返還しない。ただし、春学期入学者で、前条第 2 項の規定により学費の年額を一括で納入し、春学期の途中で退学を許可された者は、秋学期納入分に相当する学費を返還する。

(停学期間中の学費納入)

第 58 条 第 81 条の規定により停学を命じられた者は、停学期間中の学費を納入しなければならない。

(休学期間中の学費納入)

第 59 条 第 49 条の規定により休学を許可された者は、当該期間中の学費の納入を免除し、別表(1)に定める休学在籍料を指定された期日までに納入しなければならない。

2 第 49 条第 4 項の規定により兵役のために休学を許可された者は、当該期間中の学費の納入を免除し、別表(1)に定める兵役在籍料を指定された期日までに納入しなければならない。

(退学者の学費納入)

第 60 条 第 52 条により退学しようとする者は、別表(1)に定める学費の当該学期分を納入しなければならない。ただし、特別の理由があると認められたときは、この限りではない。

(学費未納者の除籍)

第 61 条 別表(1)に定める学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者は、除籍する。

(復籍)

第 62 条 前条の規定により除籍となった者が、復籍しようとする場合は、その除籍となった日から 14 日以内に、未納の学費を全額納入し、かつ、保証人連署の復籍願を提出の上、学長の

許可を得なければならない。

(再入学の学費)

第 63 条 再入学を許可された者は、指定された期日までに別表(1)に定める再入学金を納入しなければならない。

2 再入学を許可された者に適用する学費は、再入学する入学年次の標準年度学生のもを準用する。

第 10 章 科目等履修生及び特別聴講生

(科目等履修生)

第 64 条 各研究科・専攻の授業科目のうちの 1 科目又は数科目の履修を希望する者に、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 前項の規定に基づく入学の時期については、第 40 条の規定を準用する。

(科目等履修生の志願)

第 65 条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の出願書類に履修しようとする授業科目を記載して、願い出なければならない。

2 前項の規定に基づく入学資格については、第 41 条から第 43 条までの規定を準用する。

(科目等履修生の入学許可)

第 66 条 科目等履修生として入学することのできる者は、選考の上、研究科委員会の議を得て、学長が履修するに足る能力があると認めた者とする。

(科目等履修生の単位認定等)

第 67 条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

3 科目等履修生として在学した期間は、正規の課程の在学年数に算入しない。

(科目等履修生の学費)

第 68 条 科目等履修生の学費等は、別表(1)に定めるところによる。

(特別聴講生)

第 69 条 本大学院と協定のある他大学大学院の学生で、本大学院の授業科目を履修しようとする者は、研究科委員会の議を経て、学長が特別聴講生として聴講を許可することがある。

(特別聴講生の学費)

第 70 条 特別聴講生の学費等は、別表(1)に定めるところによる。

(科目等履修生、特別聴講生の補則事項)

第 71 条 本章各条に規定しない事項については、本学学則及びこの学則を準用するほか、科目等履修生にあつては、毎年度の科目等履修生募集要項に定める。

第 11 章 研究生及び委託研究生

(研究生)

第 72 条 本大学院において特定の研究課題について研究生として指導を受けようとする者に、各研究科の教育研究に支障のない場合に限り、研究科委員会の議を経て、学長が研究生として許可することがある。

2 前項の規定に基づく入学の時期については、第 40 条の規定を準用する。

(研究生の指導)

第73条 研究生は、指導教員の個人指導を受けるものとする。

(研究生の在学年限)

第74条 研究生の在学年限は1年とする。ただし、事情によっては、期間の延長を願い出ることができる。

(研究生の学費)

第75条 研究生の学費等は、別表(1)に定めるところによる。

2 本法人もしくは本学との協定に基づくプログラム等による研究生の学費等は、前項の規定にかかわらず、別に定める。

(委託研究生)

第76条 国立、公立又は私立学校等の教職員等の所属機関の長から、その所属教職員等の研究指導の委託の依頼があった場合には、研究科委員会の議を経て、学長が委託研究生として受入れを許可することがある。

(委託研究生の入学資格)

第77条 研究生及び委託研究生の入学資格は、第41条から第43条までの規定を準用する。

(委託研究生の学費)

第78条 委託研究生の学費等は、別表(1)に定めるところによる。

(研究生、委託研究生の補則事項)

第79条 本章各条に規定しない事項については、この学則を準用するほか、研究生にあっては、毎年度の本大学院研究生募集要項に定める。

第12章 賞罰及び奨学制度

(表彰)

第80条 次の各号の一に該当する学生は、研究科委員会の議を経て学長が表彰することができる。

- (1) 品行・学力ともに優秀な者
- (2) 篤行のあった者

(懲戒)

第81条 学則その他、本学の定める諸規則を守らず、学生の本分に反する行為のあった者は、研究科委員会の議を経て学長が懲戒を行う。

- 2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。
- 3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒に付さない研究科長による注意等)

第82条 前条に定める懲戒に付さない場合であっても、研究科委員会において、本学の秩序を維持し、学生の本分を保持させるために必要と認められるときは、研究科長は嚴重注意又は注意を与えることができる。

(懲戒退学)

第83条 第81条第2項に定める退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められた者

- (3) 正当な理由がなくして出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
(奨学制度)

第 84 条 本大学院に奨学制度を設ける。

- 2 奨学制度に関し必要な事項は、別に定める。

第 13 章 雑則

(雑則)

第 85 条 この学則に定めるもののほか、本大学院に関し必要な事項は、本学学則を準用する。

- 2 本学学則をこの学則に準用する場合には、「学部及び学科」を「研究科及び専攻」と、「教授会」を「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第 14 章 改正

(改正)

第 86 条 この学則の改正は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則 (令和 4 年度 (国) 学則第 2 号)

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年度 (国) 学則第 2 号)

- 1 この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、「城西国際大学大学院長期履修制度に係る規程」(令和 5 年度 (国) 規程第 11 号)の規定は、令和 5 年 9 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 6 年度 (国) 学則第 2 号)

- 1 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 24 条第 1 号の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後に実施される演習について適用し、同日前に実施された演習については、なお従前の例による。
- 3 第 15 条第 1 項及び第 2 項の改正に伴い、城西国際大学業務規則第 53 条の 3 及び同条第 2 項は削除する。

別表(1)

学 費 等

学費等	種別	大学院生	研究生	科目等履修生
		(委託生を含む)		(特別聴講生含む)
		円	円	円
入学検定料		35,000	35,000	35,000
学 費				
入学金		270,000	300,000	
授業料			300,000	
人文科学研究科		580,000		1 単位に付
経営情報学研究科				10,000
(中小企業診断士登録養成課程以外)		580,000		(各学部共)
(中小企業診断士登録養成課程)		750,000		
福祉総合学研究科		580,000		
ビジネスデザイン研究科		580,000		
薬学研究科		780,000		
国際アドミニストレーション研究科		580,000		
健康科学研究科		630,000		
修士課程1年修了コース		800,000		
科目等履修生在籍料				30,000
施設設備費				
人文科学研究科		100,000		
経営情報学研究科				
(中小企業診断士登録養成課程以外)		150,000		
(中小企業診断士登録養成課程)		200,000		
福祉総合学研究科		100,000		
ビジネスデザイン研究科		150,000		
薬学研究科		150,000		
国際アドミニストレーション研究科		100,000		
健康科学研究科		150,000		
実習費				
経営情報学研究科				
(中小企業診断士登録養成課程)		150,000		

- (注) 1. 日本国外から志願する外国人留学生については、入学検定料、入学金及び授業料を減額することがある。
2. 研究生のうち本学卒業生については、入学金及び授業料を減額することがある。
3. 研究生（委託研究生含む）には、研究内容等により必要経費を別途負担させることがある。
4. 修士課程1年修了コースの入学者については、入学金を減額することがある。
5. 博士学位論文審査を目的として博士後期課程に再入学する場合は、授業料を減額することがある。
6. 第38条第3号により博士論文を提出し、本学学位規程第5条に定める「博士の学位請求に係る論文の審査を願い出る場合」には、次の論文審査料を納入することとする。
- (1) 課程博士（甲）
博士後期課程在籍者は50,000円、退学後3年以内の者は200,000円とする。
- (2) 論文博士（乙）
本学教職員は100,000円、本学教職員以外の者は200,000円とする。
7. 休学在籍料は、以下のとおりとする。
- 半期休学 60,000円
 1年休学 120,000円
8. 外国人留学生が兵役のための休学に際し納入する兵役在籍料は、年額10,000円とする。
9. 再入学を許可された場合の再入学金は、50,000円とする。

別表(2)

授業科目及び単位数

1. 人文科学研究科 国際文化専攻 修士課程

授業科目	単位数		備考	
	必修	選択		
基礎論				
国際文化基礎論(研究/調査法)	2			
国際文化基礎論(発表/論文作成)	2			
日本文化分野				
日本文化研究(歴史)A		2	(1)「日本文化分野」「比較文化分野」のいずれかを主たる研究分野とし、その分野より講義科目4単位以上、また当該分野の演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4科目8単位選択必修。演習は2年間、原則として同じ教員の科目を履修する。	
日本文化研究(歴史)B		2		
日本文化研究(文学)A		2		
日本文化研究(文学)B		2		
日本文化研究(言語)A		2		
日本文化研究(言語)B		2		
日本文化演習Ⅰ		2		
日本文化演習Ⅱ		2		
日本文化演習Ⅲ		2		
日本文化演習Ⅳ		2		
				(2)その他の科目より16単位を履修すること。
比較文化分野				
比較文化研究(比較文化)A		2		
比較文化研究(比較文化)B		2		
比較文化研究(比較文学)A		2		
比較文化研究(比較文学)B		2		
比較文化研究(英語文学)A		2		
比較文化研究(英語文学)B		2		
比較文化研究(比較考古学)A		2		
比較文化研究(比較考古学)B		2		
比較文化研究(比較民族文化論)A		2		
比較文化研究(比較民族文化論)B		2		
比較文化演習Ⅰ		2		
比較文化演習Ⅱ		2		
比較文化演習Ⅲ		2		
比較文化演習Ⅳ		2		
特別講義			※1年修了コースが認められている者は、「日本文化分野」「比較文化分野」のいずれかを主たる研究分野とし、その分野より講義科目8単位以上、演習2科目4単位を選択必修。	
日本文化特別講義(社会と文化)		2		
日本文化特別講義(文化交流)		2		
日本文化特別講義(文学と社会)		2		
日本文化特別講義(言語と文化)		2		
比較文化特別講義(日中比較)		2		
比較文化特別講義(日韓比較)		2		

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
比較文化特別講義(日欧比較)		2	計32単位以上を修得し、かつ、修士論文を提出し審査に合格すること。
比較文化特別講義(日米比較)		2	
Images of Japan:Literature and Film		2	
Variable Topics in Culture and Society in Japan		2	
Selected Topics in Japanese Manga and Animation		2	
分野共通科目			
英文資料講読		2	
国際文化特別講義		2	
英語コミュニケーション(論文作成法)		2	
英語コミュニケーション(作品講読)		2	
日本語コミュニケーション(上級文章作成法)		2	
日本語コミュニケーション(作品講読)		2	
インターンシップ		2	
グローバル実地研修		2	
計	4	86	

別表(2)

授業科目及び単位数

2. 人文科学研究科 女性学専攻 修士課程

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
基礎論			
女性学基礎論(思想と理論)	2		
女性学基礎論(研究/調査法)	2		
専門科目			
ジェンダー研究:社会A		2	(1)「専門科目」より6単位以上選択必修。
ジェンダー研究:社会B		2	
ジェンダー研究:社会C		2	(2)「特別講義」「資料講読」より6単位以上選択必修。
ジェンダー研究:社会D		2	
ジェンダー研究:文化A		2	(3)「演習」は、2年間にわたり、4科目8単位必修。原則として2年間同じ教員の科目を履修する。
ジェンダー研究:文化B		2	
特別講義			
ジェンダー特別講義A		2	(4)女性学専攻開設科目、他専攻・他研究科の講義科目より、8単位以上選択必修。
ジェンダー特別講義B		2	
ジェンダー特別講義C		2	
ジェンダー特別講義D		2	
資料講読			
女性学英文資料講読A		2	計32単位以上を修得し、かつ、修士論文を提出し審査に合格すること。
女性学英文資料講読B		2	
女性学英文資料講読C		2	
女性学日本文資料講読A		2	
女性学日本文資料講読B		2	
女性学日本文資料講読C		2	
分野共通科目			
英語コミュニケーション(口頭発表法)		2	
英語コミュニケーション(論文作成法)		2	
日本語プレゼンテーション技法		2	
日本語ライティング技法		2	
研修			
女性学インターンシップ		2	
グローバル実地研修		2	
演習			
女性学演習I	2		
女性学演習II	2		

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
女性学演習III	2		
女性学演習IV	2		
計	12	44	

別表(2)

授業科目及び単位数

3. 人文科学研究科 グローバルコミュニケーション専攻 修士課程

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
基礎論			
グローバルコミュニケーション基礎論(研究法・調査法)		2	(1)基礎論科目群より「グローバルコミュニケーション基礎論(アカデミックライティング)」を含む2科目4単位選択必修。 「日本語教育分野」「TESOL分野」は「グローバルコミュニケーション基礎論(研究法・調査法)」が必修。「翻訳通訳分野」は「グローバルコミュニケーション基礎論(翻訳学通訳学)」が必修。
グローバルコミュニケーション基礎論(翻訳学通訳学)		2	
グローバルコミュニケーション基礎論(アカデミックライティング)	2		
専門共通			
グローバルコミュニケーション研究(言語学)		2	(2)「専門共通」科目群より2科目4単位選択必修。
グローバルコミュニケーション研究(第二言語習得論)		2	
グローバルコミュニケーション研究(異文化間コミュニケーション論)		2	(3)「日本語教育」「翻訳通訳」「TESOL」のいずれかの科目群から8単位以上選択必修。
グローバルコミュニケーション研究(日中対照言語学)		2	
グローバルコミュニケーション研究(日本文化概説)		2	
グローバルコミュニケーション特別講義A		2	(4)「グローバルコミュニケーション演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」4科目8単位必修。原則として、同じ教員の科目を2年続けて履修すること。
グローバルコミュニケーション特別講義B		2	
日本語教育分野			
日本語教育研究(意味論・語用論)		2	(5)本専攻開設科目、あるいは、他専攻、他研究科の講義系科目から8単位以上を履修すること。
日本語教育研究(日本語教授法)		2	
日本語教育研究(分野別日本語教育論)		2	
日本語教育研究(日本語教育実践研究)		2	
日本語教育研究(日本語習得研究)		2	
日本語教育研究(日本語文法研究)		2	
日本語教育実習		2	
翻訳通訳分野			
翻訳の理論と方法A		2	※1年修了コースが認められている者で、「日本語教育分野」を主たる研究分野とする者は、その分野より2科目4単位以上、演習2科目4単位を選択必修。
翻訳の理論と方法B		2	
日英翻訳(時事・実務)A		2	
日英翻訳(時事・実務)B		2	
日英翻訳(文芸・評論)A		2	
日英翻訳(文芸・評論)B		2	
日中翻訳(時事・実務)A		2	
日中翻訳(時事・実務)B		2	
日中翻訳(文芸・評論)A		2	
日中翻訳(文芸・評論)B		2	
日韓翻訳(時事・実務)A		2	
日韓翻訳(時事・実務)B		2	
日韓翻訳(文芸・評論)A		2	
日韓翻訳(文芸・評論)B		2	
通訳の理論と方法A		2	

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
通訳の理論と方法B		2	
日中通訳(観光・コミュニティ)A		2	
日中通訳(観光・コミュニティ)B		2	
日中通訳(会議・ビジネス)A		2	
日中通訳(会議・ビジネス)B		2	
日中同時通訳		2	
日英通訳		2	
通訳実習		2	
TESOL分野			
Curriculum and Materials Design I		2	
Foundations of English Language Teaching		2	
Curriculum and Materials Design II		2	
English Language Structure Analysis		2	
Practicum		2	
Portfolio Compilation and Presentation		2	
演習			
グローバルコミュニケーション演習I	2		
グローバルコミュニケーション演習II	2		
グローバルコミュニケーション演習III	2		
グローバルコミュニケーション演習IV	2		
インターンシップ		2	
分野共通科目			
文献講読		2	計32単位以上を修得し、かつ、修士論文または課題研究報告書を提出し審査に合格すること。
日本語プレゼンテーション技法		2	
日本語ライティング技法		2	
計	10	98	

別表(2)

授業科目及び単位数

4. 人文科学研究科 比較文化専攻 博士後期課程

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
研究指導			
比較文化研究指導		12	「比較文化研究指導」「比較ジェンダー論指導」「国際日本学研究指導」のいずれか12単位以上を含む16単位以上を修得し、かつ博士論文を提出し、審査に合格すること。
比較文化研究指導I		2	
比較文化研究指導II		2	
比較文化研究指導III		2	
比較文化研究指導IV		2	
比較文化研究指導V		2	
比較文化研究指導VI		2	
比較ジェンダー論指導		12	
比較ジェンダー論指導I		2	
比較ジェンダー論指導II		2	
比較ジェンダー論指導III		2	
比較ジェンダー論指導IV		2	
比較ジェンダー論指導V		2	
比較ジェンダー論指導VI		2	
国際日本学研究指導		12	
国際日本学研究指導I		2	
国際日本学研究指導II		2	
国際日本学研究指導III		2	
国際日本学研究指導IV		2	
国際日本学研究指導V		2	
国際日本学研究指導VI		2	
共通基盤科目			
研究法概説(研究資源探索・論文執筆)		2	
研究法概説(情報学・統計学)		2	
研究特論			
日本文学特論A		2	
日本文学特論B		2	
日本語学特論A		2	
日本語学特論B		2	
日本語教育学特論A		2	
日本語教育学特論B		2	
地域文化特論A		2	
地域文化特論B		2	
ジェンダー特論A		2	
ジェンダー特論B		2	

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
実践研究・研修			
上級日本語教授法I		2	
上級日本語教授法II		2	
計	0	100	

別表(2)

授業科目及び単位数

5. 経営情報学研究科 起業マネジメント専攻 修士課程

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
研究基盤			
起業マネジメント基礎論I	2		
起業マネジメント基礎論II	2		
起業マネジメント基礎論III	2		
起業マネジメント基礎論IV	2		
起業マネジメント共通			
起業マネジメント研究A		2	(1)「起業マネジメント共通」科目群より、起業マネジメント研究AとB、CとD、DとE、FとGのペアのうち、いずれか1つを選択必修。
起業マネジメント研究B		2	
起業マネジメント研究C		2	
起業マネジメント研究D		2	
起業マネジメント研究E		2	
起業マネジメント研究F		2	
起業マネジメント研究G		2	
起業マネジメント研究H		2	
起業マネジメント特講			(2)必修科目6科目16単位及び上記の要件を含んで32単位以上を修得し、かつ、修士論文を提出し審査に合格すること。
起業マネジメント特別講義(経営戦略論)A		2	
起業マネジメント特別講義(経営組織論)B		2	
起業マネジメント特別講義(経営情報論)C		2	
起業マネジメント特別講義(情報科学論)D		2	
起業マネジメント特別講義(経営情報システム論)E		2	
起業マネジメント特別講義(データ分析論)F		2	
起業マネジメント特別講義(企業価値評価論)G		2	
起業マネジメント特別講義(国際物流論)H		2	
起業マネジメント特別講義(流通機構論)I		2	
起業マネジメント特別講義(製品開発論)J		2	
起業マネジメント特別講義(財務会計論)K		2	
起業マネジメント特別講義(グローバル経済論)L		2	
起業マネジメント特別講義(経済法)M		2	
起業マネジメント専門			
起業マネジメントケーススタディA		2	
起業マネジメントケーススタディB		2	
起業マネジメントケーススタディC		2	
起業マネジメント研究			
起業マネジメント演習(修士論文指導を含む)IA	4		
起業マネジメント演習(修士論文指導を含む)IIA	4		

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
中小企業診断士登録養成課程科目群:経営診断I			
経営戦略論I	2		中小企業診断士登録養成課程の学生は、中小企業診断士登録養成課程の各科目群の全ての必修科目を修得し、かつ、修士論文を提出し審査に合格すること。
経営戦略論II	2		
マーケティング戦略論I	2		
マーケティング戦略論II	2		
人材マネジメント論	2		
財務会計論	2		
生産マネジメント論I	2		
生産マネジメント論II	2		
店舗施設マネジメント論	2		
経営情報論I	2		
論理的思考法I	2		
論理的思考法II	2		
流通業経営診断	2		
製造業経営診断	2		
中小企業診断士登録養成課程科目群:経営診断II			
総合経営戦略	2		
総合診断	2		
実務的助言I	2		
実務的助言II	2		
経営情報論II	2		
経営戦略策定実習I	2		
経営戦略策定実習II	2		
経営総合ソリューション実習	2		
中小企業診断士登録養成課程科目群:起業マネジメント研究			
起業マネジメント演習(専門テーマ研究)IB	4		
起業マネジメント演習(専門テーマ研究)IIB	4		
中小企業診断士登録養成課程科目群:経営診断選択科目			
要求仕様特論		2	
ITCプロセスガイドライン		2	
ケーススタディI		2	
ケーススタディII		2	
ケーススタディIII		2	
計	68	58	

別表(2)

授業科目及び単位数

6. 経営情報学研究科 起業マネジメント専攻 博士後期課程

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
起業マネジメント研究 起業マネジメント研究指導	12		「起業マネジメント研究指導」12単位を含め、16単位以上を修得し、かつ博士論文を提出し審査に合格すること。
起業マネジメント特講			
起業マネジメント特別講義(起業法務特論)A		2	
起業マネジメント特別講義(経営情報システム設計論)B		2	
起業マネジメント特別講義(グローバルロジスティクス管理論)C		2	
起業マネジメント特別講義(起業ファイナンス論)D		2	
起業マネジメント特別講義(組織ダイナミクス論)E		2	
起業マネジメント特別講義(サプライチェーンシステム論)F		2	
起業マネジメント特別講義(マーケティング組織戦略論)G		2	
起業マネジメント特別講義(環境経営特論)H		2	
起業マネジメント特別講義(ネットワーク技術特論)I		2	
計	12	18	

別表(2)

授業科目及び単位数

7. 福祉総合学研究所 福祉社会専攻 修士課程

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
基礎論			
福祉社会基礎論（福祉社会原論）	2		(1)「基礎論」科目群より、3科目6単位必修。
福祉社会基礎論（論文作成）	2		
福祉社会基礎論（社会調査）	2		
福祉社会基礎論（文献講読）		2	
特論			
福祉社会特論（高齢者保健福祉）		2	(2)「特論」科目群「特別講義」科目群の中より10科目20単位を選択必修。ただし、この中に「社会福祉基礎論（文献講読）」を含めることができる。
福祉社会特論（障がい福祉）		2	
福祉社会特論（児童福祉・保育）		2	
福祉社会特論（女性福祉）		2	
福祉社会特論（国際社会福祉）		2	
福祉社会特論（貧困・低所得）		2	
福祉社会特論（社会保障）		2	
福祉社会特論（医療福祉）		2	
福祉社会特論（心理）		2	
福祉社会特論（ソーシャルワーク）		2	
福祉社会特論（社会福祉教育）		2	
福祉社会特論（歴史）		2	
福祉社会特論（地域福祉）		2	
特別講義			
アジアの福祉		2	
地域共生社会論		2	
ダイバーシティ社会論		2	
福祉ビジネス論		2	
演習			
福祉社会演習A	2		計34単位以上を修得し、かつ、修士論文を提出し合格すること。
福祉社会演習B	2		
福祉社会演習C	2		
福祉社会演習D	2		
計	14	36	

別表(2)

授業科目及び単位数

8. ビジネスデザイン研究科 ビジネスデザイン専攻 修士課程

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
ビジネスデザイン基礎論			
ビジネスデザイン基礎論 (研究調査法) a		2	(1)「ビジネスデザイン基礎論」科目群より、4科目8単位以上選択必修。
ビジネスデザイン基礎論 (ロジカルライティング) b		2	
ビジネスデザイン基礎論 (組織論) c		2	
ビジネスデザイン基礎論 (マネジメント原理) d		2	
ビジネスデザイン基礎論 (マーケティングマネジメント) e		2	
マネジメントサイエンス			(2)「マネジメントサイエンス」科目群より、4科目8単位以上選択必修。
国際経営管理論		2	
人材戦略論		2	
管理会計論		2	
コーポレートファイナンス		2	(3)「ビジネスコミュニケーションデザイン」科目群より、2科目4単位以上選択必修。
グローバルマーケティング		2	
デジタルマーケティング		2	
ソーシャルテクノロジー		2	
ビジネスセミナーa		2	
ビジネスセミナーb		2	(4)「ビジネスモデルデザイン」科目群より、2科目4単位以上選択必修。
ビジネスコミュニケーションデザイン			
ビジュアルコミュニケーション		2	
コーポレートコミュニケーション		2	
デザインマネジメント		2	(5)「事例研究・表象文化」科目群より2科目4単位以上選択必修。
広報広告戦略		2	
ビジネスモデルデザイン			
ビジネスモデルデザイン		2	(6)「修士論文・演習」科目群より、2科目4単位必修。
コミュニティデザイン		2	
ブランドマネジメント		2	
IT 戦略マネジメント		2	
事例研究・表象文化			(7)「分野共通科目」群より修得した単位は、2科目4単位まで修了単位に含めることができる。
事例研究 (グローバル経営) a		2	
事例研究 (日本企業) b		2	
事例研究 (多国籍企業) c		2	
事例研究 (経済) d		2	
事例研究 (企業マネジメント) e		2	
事例研究 (新規事業開発) f		2	
プロジェクト研究 a		2	
プロジェクト研究 b		2	

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
表象文化研究 a		2	計38単位以上を修得し、かつ、修士論文を提出し、審査に合格すること。ただし、他の研究科の講義科目を4単位まで修了単位に含めることができる。
表象文化研究 b		2	
視覚文化論 a		2	
視覚文化論 b		2	
映像文化論 a		2	
映像文化論 b		2	
修士論文・演習			
論文演習 I	2		
論文演習 II	2		
分野共通科目			
日本語プレゼンテーション技法		2	
日本語ライティング技法		2	
計	4	76	

別表(2)

授業科目及び単位数

9. 薬学研究科 医療薬学専攻 博士課程

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
特別演習科目			(1)「特別演習科目」群より、4単位以上選択必修。 (2)「薬学研究科目」群より、各種特論科目の内、1科目16単位選択必修。 計30単位以上を修得し、かつ博士論文を提出し審査に合格すること。
薬剤疫学特別演習		2	
薬効評価学特別演習		2	
社会薬学特別演習		2	
地域医療学特別演習		2	
国際薬学特別演習		2	
薬学研究科目			
医療薬学演習	2		
医療薬学持論		16	
臨床薬学持論		16	
生命薬学持論		16	
創製薬学持論		16	
医療薬学特別演習	4		
大学院特別講義	2		
大学院特別演習	2		
計	10	74	

別表(2)

授業科目及び単位数

10. 国際アドミニストレーション研究科 国際アドミニストレーション専攻 修士課程

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
基礎			
研究基礎・学術論文執筆	2		
統計学	2		(1)「基礎」全4科目8単位と「演習」8単位は必修。
経営・経済	2		
国際アドミニストレーション概論	2		(2)「事例研究」より2単位以上選択必修。
政策研究			(3)上記に加え選択科目で16単位以上必修。
公共		2	
法・行政		2	
都市再生		2	
福祉		2	
国際政治・経済研究			
国際政治経済		2	計34単位以上修得し、かつ修士論文またはプロジェクト研究報告書を提出し審査に合格すること。
マクロ経済学		2	
政治リスク分析		2	
アジア経済		2	
米国の政治・経済・社会		2	
ASEANの政治・経済・社会		2	
国際企業研究			
グローバル経営		2	
日本企業研究		2	
ベンチャー企業		2	
企業戦略		2	
サプライチェーンマネジメント		2	
イノベーションマネジメント		2	
マーケティング戦略		2	
観光研究			
観光関連産業		2	
観光地経営		2	
国際観光開発		2	
航空ビジネス		2	
フィールドワーク		2	
ホスピタリティマネジメント		2	
事例研究			
政策形成ワークショップ		2	

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
M&A戦略		2	
多国籍企業		2	
データサイエンス		2	
特別講義			
国際理解・展望		2	
キャリア形成		2	
社会先端研究		2	
演習			
国際アドミニストレーション演習IA	2		
国際アドミニストレーション演習IB	2		
国際アドミニストレーション演習IIA	2		
国際アドミニストレーション演習IIB	2		
国際アドミニストレーション特別研究指導		2	
Theories and Methodology			
Academic Research and Writing	2		
Statistics	2		
Business Administration and Economics	2		
Introduction to International Administration	2		
Public Policy Studies			
Public Policy		2	
Urban Planning		2	
International Politics and Economics Studies			
International Political Economy		2	
Macroeconomics		2	
Political Risk Management		2	
American Politics, Economy, and Society		2	
ASEAN's Politics, Economy, and Society		2	
International Business Studies			
Business Economics		2	
Japanese Business Study		2	
Venture Business		2	
Corporate Strategy		2	
Supply Chain Management		2	
Innovation Management		2	
Marketing Strategy		2	

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
Tourism Studies			
Tourism Industry		2	
Service Management		2	
International Tourism Development		2	
Airline Business		2	
Fieldwork in Tourism Studies		2	
Hospitality Management		2	
Case Studies			
Policy Design		2	
Corporate Finance		2	
Brand Strategy		2	
Data Science		2	
Special Lectures			
Presentation		2	
Career Development		2	
Infrastructure Business		2	
Seminar			
Seminar IA	2		
Seminar IB	2		
Seminar II A	2		
Seminar II B	2		
Independent Study		2	
計	32	118	

別表(2)

授業科目及び単位数

11. 健康科学研究科 健康科学専攻 修士課程

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
共通科目			
健康科学総合特論	2		
健康科学特論Ⅰ		2	
健康科学特論Ⅱ		2	
健康科学特論Ⅲ		2	
健康科学特論Ⅳ		2	(1)「共通科目」群の選択科目より2科目4単位選択必修。
健康科学特論Ⅴ		2	
健康科学特論Ⅵ		2	
健康科学特論Ⅶ		2	(2)「健康科学基盤科目」群より2科目4単位選択必修。
健康科学基盤科目			
実践カウンセリング特論		2	(3)「専門科目」群より特論1科目2単位及び演習1科目4単位選択必修。
マネジメント特論		2	
地域包括ケア特論		2	
バイオサイエンス技術特論		2	
臨床工学特論		2	
ウィメンズヘルス特論		2	
教育学特論		2	
研究基礎科目			必修科目4科目16単位及び上記3つの要件を含んで30単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し審査に合格すること。
統計学基礎特論	2		
研究方法特論	2		
専門科目			
健康薬科学特論		2	
健康薬科学演習		4	
臨床看護学特論		2	
臨床看護学演習		4	
生涯発達学特論		2	
生涯発達学演習		4	
臨床リハビリテーション学特論		2	
臨床リハビリテーション学演習		4	
地域系リハビリテーション学特論		2	
地域系リハビリテーション学演習		4	
運動機能障害系リハビリテーション学特論		2	
運動機能障害系リハビリテーション学演習		4	
感染制御学特論		2	
感染制御学演習		4	

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
特別研究 特別研究	10		
計	16	70	